

建設工事の入札参加者 各位

西尾市長 中村 健

「現場代理人の常駐義務の緩和について（通知）」の改正について（通知）

建設業法施行令の一部を改正する政令により、現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金の額が引き上げられることとなりました。

つきましては、西尾市工事請負契約約款第11条第2項に基づく、市発注工事に係る現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて、下記のとおり改正しますので、以降の事務執行を適切に措置していただきますようお願いいたします。

なお、本通知に伴い、平成24年6月1日付け西契第4号「現場代理人の常駐義務の緩和について（通知）」については廃止します。

記

1 現場代理人を兼務することができる工事

次に掲げる各号の条件を全て満たす工事については、兼務を認めるものとする。なお、合算による諸経費の調整を行っている工事については、同一現場とみなし、本通知の適用を受けずとも同一の現場代理人とすることができる。

- (1) 西尾市発注の工事であること。
- (2) 兼務する各々の工事の請負代金額（税込）が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満（主任技術者の専任要件に抵触しない工事）であること。
- (3) 受注者が西尾市内に建設業法上の主たる営業所を有する者（市内本店業者）であること。

※注1 1 にかかわらず以下に掲げるイ、ロ、ハ、ニの期間については、工事現場に常駐を要しないものとし、常駐すべき各期間に重複のない2以上の工事の現場代理人を兼務することができる。

イ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）

ロ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

ハ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間

ニ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場

製作のみが行われている期間（同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合に限る）

※注2 現場代理人は、密接な関連のある二以上の工事を、同一の場所又は接近した場合において施工する場合、請負代金額に関わらず二以上の工事で兼務することができるものとする。また、現場代理人は、工事の対象となる工作物等に一体性が認められる場合（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）、請負代金額に関わらず二以上の工事で兼務できるものとする。

2 兼務を認める条件

- (1) 発注者との連絡体制が確保されていること。
- (2) 必ずいずれかの工事現場に駐在し、各々の工事における現場代理人としての職務を適切に執行できること。

3 兼務する場合の手続き

受注者は、現場代理人を兼務させる場合は、兼務期間の始期日より5日以内に現場代理人兼務届をそれぞれの監督員職員に提出するものとする。

4 留意事項

- (1) 兼務配置となったことにより安全管理不徹底に起因する事故等が起きることのないよう、現場における安全管理に、より一層配慮することとし、現場作業が行われているときは、兼務する全ての現場に日に1回以上出向き、現場代理人として必要な職務を行い、その記録をすること。
- (2) 兼務配置とした工事が、契約変更で増額したことにより条件を満たさなくなった場合においても、引き続き本通知の適用を受けるものとする。主任技術者の取り扱いについては、建設業法を遵守し、変更等の必要な措置を行うこと。
- (3) 兼務することができる現場の数は3件までとする。ただし、災害復旧工事（応急復旧工事を含む。）は、兼務できる工事の件数に含まない。また、工事を受託（入札に参加）する際には、同時に管理可能な地域性等に配慮し、現場の立地、工事の特殊性等から他の現場との兼務が相当に困難と考えられる場合は、施工管理体制について協議の上、現場代理人を決定するものとする。
- (4) 営業所の専任技術者（建設業法第7条第2号による、建設業の許可の要件として、営業所ごとに置かなければならない専任の技術者）と現場代理人の兼務は認めない。
- (5) 請負代金額（税込）が4,000万円（建築一式工事の場合は、8,000万円）以上の工事の現場代理人になった者は、他の工事の現場代理人及び主任（監理）技術者となれないものとする。

5 適用時期

令和5年1月1日以降から施行し、同日以降の入札公告案件から適用

問合せ：西尾市総務部財政課 契約検査担当
電話 （0563）65-2163